

東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した処理水の海洋放出決定
について十分な説明と慎重な対応を求める意見書

本年4月13日に開催した廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議において、東京電力福島第一原子力発電所の構内に保管されている多核種除去設備（ALPS）で処理されたトリチウム以外の核種について環境放出の際の規制基準を満たす水（以下「ALPS処理水」という。）の処理について、海洋へ放出する方法（以下「海洋放出」という。）を正式決定した。

これまで漁業者をはじめ、多くの関係者から、ALPS処理水の海洋放出への反対や慎重な対応を求める声が寄せられており、本町議会においても、処分方法だけでなく具体的な風評影響への対策を強く求めてきたところである。

そのような状況において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、関係者への説明や広く意見を聴く機会が十分に設けられなかったことに加え、具体的な風評影響への対策が示されることなくALPS処理水の海洋放出を決定したことは、漁業従事者に大きな打撃を与えるだけでなく、これまで農畜水産物などの安全性の確保や、風評被害の克服に取り組んできた関係者の努力と将来への展望を根底から覆すことになる。

東日本大震災以降、多くの関係者、特に漁業従事者は、本格的な操業再開や風評被害払拭に懸命な努力を続けてきているのであるから、既に東京電力福島第一原子力発電所事故により、甚大な被害を被っている関係者に、ALPS処理水の海洋放出によって新たな風評を助長するようなことがあってはならない。

よって、国においては、このような事態を重く受け止め、地元をはじめとした幅広い関係者の意見を丁寧に聴きながら、2年程度後とされたALPS処理水の海洋放出の開始まで陸上保管を継続し準備を進めている間、海洋放出についての十分な説明とその他の処分方法の検討等、慎重な対応を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月11日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣 あて
経済産業大臣
環境大臣
復興大臣

宮城県山元町議会